

2022 年 11 月 30 日

内閣総理大臣 岸田文雄 様
文部科学大臣 永岡桂子 様
厚生労働大臣 加藤勝信 様

全日本民主医療機関連合会
会長 増田 剛



「国はパンデミックの中で看護職を目指す学生の学業と生活の保障を」
看護職を目指す学生への緊急支援給付金の支給と、
看護学生を対象とした給付型奨学金の創設を求める要請書

国民の生命と暮らしを守る貴職のご尽力に敬意を表します。

さて、わたしたちは看護師不足という状況が慢性的に続く中、コロナパンデミックの中でも志高く看護職を目指している学生の環境改善を求めて、2020年から全国の看護学生に向けてアンケート調査をお願いして実態と声を可視化してきました。今般3回目の調査を行ったところ、仕送りの金額が月額2万円未満しかないという学生が前回二回の調査よりも20%増加、奨学金の返済に不安があると答えた学生が半数から7割に増えています。アルバイト無しでは生活も出来ないという現実がありながら、看護職養成には不可欠である実習の時期は感染対策のためにアルバイトが出来ず、更に学生を追いつめています。学生時代の全てをコロナ禍で過ごしている看護学生の置かれている過酷な実情が浮き彫りとなっています。

この間、昨年度に引き続き給付金の支給など政府の対応を求めてまいりましたが、今年度は「これまでとは状況が異なる」との理由で「学生等の学びを継続するための緊急給付金」は措置されていません。世間では行動制限が緩和されていますが、看護学生の実習受入についての条件や、受験を控えた学生の生活様式は行動制限が発出されている時と変わりありません。度重なる物価高騰の影響も受け、学生の状況は改善されているどころか、更に苦しくなっています。

看護職を目指す学生を増やし育てていく為に、高等教育の無償化など学生がお金の心配をせず学業に専念できる環境を作ること、看護職を目指す全ての学生に給付型奨学金を支給することを要請します。

記

[要請事項]

1. 「学生等の学びを継続するための緊急給付金」について、今年度の速やかな支給対応を求めます。そしてすべての学生を支給対象者とすることを求めます。
2. 慢性的な看護職不足を解消する為にも、看護職を目指す全ての学生を対象とした給付型奨学金の創設を早急に検討することを求めます。
3. 国際人権規約第13条【教育に対する権利】を誠実に履行し、国の教育予算を増やし、高等教育無償化、看護職養成所への補助金の拡充を政策化し、お金の心配なく誰もが平等に学ぶことができる教育制度への転換を求めます。

以上

2022年11月30日

内閣総理大臣 岸田文雄 様
厚生労働大臣 加藤勝信 様

2023年実施医療職国家試験においてコロナ陽性者への追試等を求める要請書

医療団体連絡会議（医団連）

全国保険医団体連合会	会長	住江 憲勇
全日本民主医療機関連合会	会長	増田 剛
日本医療福祉生活協同組合連合会	会長理事	高橋 淳
新医協（新日本医師協会）	会長	今田 隆一
日本医療労働組合連合会	委員長	佐々木悦子

（公印省略）

貴職の保健医療行政へのご尽力に対し敬意を表します。

私たちは、この間3度にわたって、医療職国家試験における新型コロナウイルス感染症陽性者への追試を含む早い段階での対応を求めてきました。政府方針でも示されている「医療提供体制の強化」や「医療人材の確保」の為にも、医療職国家試験の非常事態対応は必須です。長期にわたるパンデミックの中で、さらに深刻な人手不足となり、クラスター発生などで疲弊しきっている医療現場にあって、新入職員の参加は大きな希望です。

さて、政府は『今冬の感染拡大については、専門家の感染の見込みやオーストラリア等の状況も参考に、新型コロナの患者が1日45万人、インフルの患者が1日30万人規模で同時に流行し、ピーク時には1日75万人の患者が生じる可能性を想定して、準備を進める』としています。「感染拡大期」になれば、都道府県が「対策強化宣言」を出し、外出や出勤の自粛など慎重な行動を要請することや、最も深刻な「医療ひっ迫期」には、出勤の大幅抑制や帰省・旅行の自粛、それに、イベントの延期など、より強力な要請を可能にすることにも触れられています（「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応：令和4年10月13日」）。記者会見で松野官房長官も「先手先手で対応していきたい」と述べられたと報道されています（11月10日）。

世界で最も多い感染者が発生している渦中であっても、使命感をもって医療従事者になろうとする貴重な人材を確保する為に国として可能なあらゆる手を尽くすことを求めます。

記

1. 医師・看護師など医療職国家試験で、新型コロナウイルス感染となった場合でも受験機会が失われないようにあらゆる対策を講じる事。
 - ①追加試験の実施を準備する事。
 - ②行動制限がされない場合、濃厚接触者・陽性者への受験環境を整備し対応する事。
2. 試験会場を可能な限り増やすことで、移動・密を回避する事。

以上